

社会福祉法人 都心会

栄町地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 西東京市が設置し、社会福祉法人都心会が受託運営する栄町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う地域支援事業及び指定介護予防支援等の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、要支援状態等にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な地域支援事業や指定介護予防支援等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの専門職等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者が若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 栄町地域包括支援センター

所在地 東京都西東京市栄町3丁目6番2号保谷苑内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、センターの職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

①保健師又は経験ある看護師 1名（常勤）

②主任介護支援専門員 1名（常勤）

③社会福祉士 1名（常勤）

④認知症地域支援専門員 1名（常勤）

⑤専門相談員 2名（常勤）

いずれの担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

⑥事務職員 1名（非常勤）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日及び国民の休日並びに12月29日から
1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前9時00分から午後6時00分まで

（3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

（1）提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施

（2）利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター併設の相談室又は自宅とする。

（3）サービス担当者会議について

1）開催場所は第3条に規定するセンター併設の相談室、サービス事業所内又は自宅とする。

2）サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

（4）担当職員による居宅訪問頻度等

1）提供開始月

2）提供開始月の翌月から起算して3月に1回

3）サービスの評価期間が終了する月

4）利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

（5）モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

第7条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

（1）センターの構成・中立の確保に関すること。

（2）センターの職員の確保に関すること。

(事業の委託)

第8条 センターは、介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

2 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

(利用契約)

第9条 センターが介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、西東京市 ひばりが丘北、北町、栄町、下保谷とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、「虐待の防止のための指針」に基づいて体制を整備して、利用者が安全に適切に利用できるよう支援する。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 適切に運用するために担当者を置くこと。

(身体拘束等の適正化の推進)

第12条 センターは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 センターは、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づいて推進を図る。

(業務継続計画)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。

(1) 業務継続計画の策定

(2) 職員に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施

(3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(その他運営についての留意事項)

第14条 センターは、専門職等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時新任研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(事故発生時の対応)

第15条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに西東京市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（個人情報の取り扱い同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た高齢者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第17条 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を高めるものとする。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から実施する。

この規定は、平成24年4月1日一部改正する。

この規程は、平成28年4月1日一部改正する。

この規定は、平成29年4月1日一部改正する。

この規定は、令和6年4月1日一部改正する。